

健やか山梨21(第2次)

中間評価報告書

平成31年3月

山梨県

目 次

第1章 健やか山梨21（第2次）の位置づけと中間評価	
I 本計画の位置づけと期間	1
II 本計画の中間評価の目的と方法	1
第2章 中間評価の結果	
I 結果の概要	2
II 基本的方向別の評価と課題	9
1. 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	
1) がん	9
2) 循環器疾患	11
3) 糖尿病	13
4) COPD	15
2. 社会生活を営むために必要な機能の維持と向上	
1) こころの健康	16
2) 次世代の健康	18
3) 高齢者の健康	20
3. 健康を支え、守るための社会環境の整備	22
4. 生活習慣及び社会環境の改善	
1) 栄養・食生活	24
2) 身体活動・運動	26
3) 休養	28
4) 飲酒	29
5) 喫煙	31
6) 歯・口腔の健康	33
5. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小	35
6. 山梨県の健康寿命の長い要因についての分析	38
7. 今後の取り組み	45
第3章 目標及び目標値に関する整理	
I 目標及び目標値の変更	46
1. 他計画の改訂に伴う目標値の変更	
2. その他目標及び目標値の変更	
II 直近値が既に目標値に達している項目	49

第1章 健やか山梨21（第2次）の位置づけと中間評価

I 本計画の位置づけと期間

1. 計画の位置づけ

本計画「健やか山梨21（第2次）」は、健康増進法に基づき策定された都道府県健康増進計画であり、国の健康日本21（第2次）や本県の山梨県地域保健医療計画、山梨県医療費適正化計画、山梨県がん対策推進計画、山梨県口腔の健康づくり推進計画、健康長寿やまなしプラン（高齢者保健福祉計画）、山梨県自殺対策推進計画、その他健康増進に関連する計画との整合性を図り、これらの分野との連携により、生活習慣の改善を柱とした県民の健康づくりを推進します。

2. 計画の期間

本計画の期間は、健康日本21（第2次）に準じて、平成25（2013）年度を初年度とし、平成34（2022）年度を最終年度とする10年間としています。策定から5年後の平成29年度に中間評価を予定していましたが、国の健康日本21（第2次）の中間評価報告を踏まえ、平成30年度に実施することとし、最終年度の平成34年度に最終評価を行います。

II 本計画の中間評価の目的と方法

1. 中間評価の目的

これまでの健康づくりの取り組みの目標達成状況と評価（判定）等を実施することにより、課題と今後の取り組みの方向性を検討します。

2. 中間評価の方法

今回の評価（判定）は、45項目、80数値目標（目標値）について、計画策定時値と直近値の比較を以下の判定基準で行い、目標の達成状況や関連する取り組み状況の評価を行います。

判定	判定基準
A	達成率が100%以上のもの、既に目標を達成している
B	達成率が50%以上で100%未満のもの、順調に進捗している
C	達成率が0%以上で50%未満のもの、やや遅れているが進捗している
D	達成率が0%以下のもの、進捗していないか後退している
E	数値が未把握や把握困難などで判定ができないもの

$$\text{達成率(\%)} = \frac{\text{直近値} - \text{ベースライン値}}{\text{目標値} - \text{ベースライン値}} \times 100$$